

家庭用生ごみ

減量対策にご協力を！



生ごみは水を切って

ごみに出しましょう

生ごみに含まれる水分は、焼却する処理に余分なエネルギーを必要としてしまうほか、集積所での悪臭の原因や、衛生上の問題にもなります。しかし、生ごみの水を切ればこれらは全て解決します。生ごみを出す際は、必ず水を切ってから集積所に出すよう市民の皆さんのご協力をお願いします。

家庭用生ごみ減量対策 補助金制度があります

生ごみの減量化、循環型社会の形成の一環として、自宅で堆肥化をしようとする方を支援するため、補助金を交付しています。

- 家庭用電気式生ごみ処理機 購入金額（消費税を含む）の2分の1（100円未満切り捨て）ただし25,000円を上限とします。
- 発酵容器（通称 EM発酵容器） 容器を2個以上購入した方に、容器1個分（1,840円）を補助します。

生ごみの水分を減らす工夫

① 乾いた生ごみは濡らさない

水切りの大原則です。調理くずを水道水で濡らさないようにしましょう。

② 手で絞る

三角コーナーにネットを付けて、ごみを出す前に絞ってから出しましょう。

環境対策課（内線510・553）
各総合支所市民生活課

犬・猫を飼えなくなった方へ

犬や猫は家族の一員ですので終生責任をもって飼いましょ。どうしても飼えなくなった場合はご相談ください。

市では犬猫の引き取りを行っています。日程をよくお確かめの上、引き渡す日の前日まで、環境対策課もしくは会場となる総合支所へ連絡してください。持ち物 犬の鑑札（生後3カ月を過ぎて未登録の犬は、3,000円）・印かん

環境対策課（内線268・269）
各総合支所市民生活課

日 時	会 場
7日(水) 10:00	北上総合支所
〃 10:30	河北総合支所
14日(水) 9:30~10:00	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 8:30~12:00	雄勝総合支所
21日(水) 13:00~14:00	桃生総合支所
〃 14:00~14:30	河南母子健康センター前
28日(水) 9:30~10:00	市役所第1分庁舎内駐車場
〃 14:00	牡鹿総合支所

油類の取り扱いに 注意してください

家庭などに設置されているホームタンクから油が流出する事故が増えています。

北上川と鳴瀬川の流域内で昨年1月から8月までの間に発生した油の流出事故は全体で27件ありますが、この内7件がホームタンクから油が流出したものです。



▲ 川に流出した油の回収作業

- 転倒や油の流出に対する対策は万全ですか
- 油を取り扱うときには十分に注意をして、目を離さないように
- もしも油が流出したら速やかに連絡してください
- 家の前の水路や道路の側溝の水も川に流れていきます

北上川下流河川事務所
☎ 94・9852

田中眼科

田中コンタクトレンズ

診 療 時 間

午前/8:40~12:00 午後/2:00~5:00

休診/土曜午後、日・祝祭日

石巻市中央一丁目12-17 TEL(0225)22-0233

石巻赤十字病院からのお知らせ

日赤の外來は、一部の診療科と救急の場合を除き完全予約制とさせていただきます

◇初診の方は紹介状をお持ちください◇

紹介状をお持ちの方からのお電話による予約をお受けいたしております

0120-915-917

(紹介患者さま専用)

石巻赤十字病院
ISHINOMAKI RED CROSS HOSPITAL

▼▼管財課から

「業者登録」のお知らせ

建設工事または測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請(補充登録)について

平成19年度、市が発注する建設工事や測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加しようとする事業者の方々の登録を受け付けします。

すでに登録済みの方は、有効期限が平成20年3月31日までとなつていきますので、今回申請する必要はありません。

物品購入・役務提供の入札参加資格申請について

平成19・20年度、市が発注する物品購入や役務提供の競争入札に参加しようとする事業者の方々の登録を受け付けします。

すでに登録済みの方も、平成19年3月31日で有効期限が切れますので、新たに手続きが必要です。

小規模契約希望者登録申請について

平成19・20年度、市が発注する小規模契約(履行が容易であると認められる、予定価格が50万円未満の小規模のもの)を希

望する事業者の方々の登録を受け付けします。

すでに登録済みの方も、平成19年3月31日で有効期限が切れますので、新たに手続きが必要です。

市内建設業者の格付けに係る関係書類の提出のお願い

「ちび」登録済みの方のみ対象) 市では、市内建設業者の格付けを毎年実施しています。平成19年度においても市内建設業者の格付けを行いますので、関係書類などを期間内に提出してください。

※必要な書類などについては、市から市内各建設業者の方々に別途通知済みです。

【受付期間】

2月1日(木)～2月14日(水)
※2月14日(水)の消印有効

【申込方法】

郵送のみとします(配達記録郵便としてください)。持参による受け付けはしません。

※各申請要領、申請書類および格付けに係る様式は、市のホームページでダウンロードできます。
(<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>)

kanzai/posting/posting-menu.jsp)

また、市の設計図書閲覧室(市役所本庁舎北側駐輪場並び)および各総合支所にも用意していますので、ご自由にお持ちください。

【申請関係郵送先】

〒986-8501
石巻市日和が丘一丁目1番1号
石巻市総務部管財課契約グループ

※各申請書類などが市に配達されたか確認する場合には、日本郵政公社のホームページ
(<http://www.post.japanpost.jp/tracking/>)で検索するか、書類などを送付した郵便局へお問い合わせください。

管財課 ☎23-6611・
23-6612 (直通)

雑紙類をきちんと分別

雑紙類は黄色い文字で印刷された雑紙類専用袋に、分別して入れて出してください。

○雑紙類として分別するもの

ティッシュ箱(ビニールは外す)、菓子箱、折箱(紙製)、包装紙、封筒(窓付封筒のビニール部分は外す)、プリント類など
×雑紙類として出せないもの
(通称・禁忌品)

写真、レシート、ビニールコート紙、紙コップ(ワックス加工紙)、米袋、紙おむつ、紙類以外の素材が付着しているもの、紙製以外のもの(プラスチック製品、びん、缶、布)

環境対策課(内線510・553)・
各総合支所市民生活課

ごみ集積所からの資源物の

無断持ち去りは絶対によめてください

【対象資源物】
古紙(新聞紙、雑誌、古本、ダンボール、紙ハック)、空き缶、空きビンなど

ごみ集積所に出された資源物は、市に所有権が帰属し、指定された事業者以外の方が持ち去ることを禁止しています。

市では、警察署の協力を得てパトロールを継続的に実施し、

資源物の持ち去りに対し、強い姿勢で臨むことになっていますので、持ち去りの現場を発見した場合には持ち去り車両のナンバーなどのご連絡のご協力をお願いします。

環境対策課

☎96-6814
環境対策課(内線510)

葬儀用お茶から 法事用引き物まで



味と香りの大町176 静岡銘茶

株式会社丸ケン

代表取締役 相原 賢太郎

〒986-0801 石巻市水明北二丁目6-18 TEL(0225)94-3466

Hamadama Pearl

大井の
「花珠」パール

輝き続ける人のために、
風格と気品を備えた
ラグジュアリーなパールを。

信頼と輝き



株式会社大井宝石店
石巻店

石巻市立町二丁目(立町アーケード街)
TEL95-1931

7~7.5mm ネックレス・イヤリングセット
¥210,000 月々¥10,500 x20回
(興珠鑑別鑑定書付)